

第4章 高齢者保健福祉施策の展開

第1節 地域支援体制の推進 【計画目標1】

(1) 地域包括支援センターの運営・評価

施策の方向性

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中核拠点として、包括的かつ継続的な支援を行う地域包括ケアの実現に向けて、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が協働して、各種事業（総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等）を実施しています。

また、江別市地域包括支援センター運営協議会を設置し、地域包括支援センターの公正性及び中立性の確保並びに円滑かつ適正な運営に努めています。

地域包括支援センターは、今後もこれまで以上に様々な連携・ネットワークづくりが求められていることから、介護予防及び自立支援型ケアマネジメントの推進、地域ケア会議の活用、医療及び介護の関係機関や生活支援コーディネーター機能との連携に努めていきます。

具体的取組

① 総合相談支援業務

高齢者やその家族、地域の関係者、医療関係者、介護サービス事業者等からの様々な相談に対応しています。今後も市民に身近な相談拠点として、また介護・福祉・医療等の関係者からの専門相談機関として、様々な機関や人的ネットワークを駆使しながら、相談体制の充実を図っていきます。

② 権利擁護業務

権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を専門的に行い、高齢者が地域において尊厳ある暮らしを維持できるよう必要な支援を行います。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

居宅介護支援サービスや施設サービス計画の検証、高齢者の心身の状況やサービス利用状況等に関する定期的な協議、その他介護支援専門員に対する支援等を通じて、高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるように包括的・継続的に支援を行います。

④ 地域包括支援センターの周知拡大

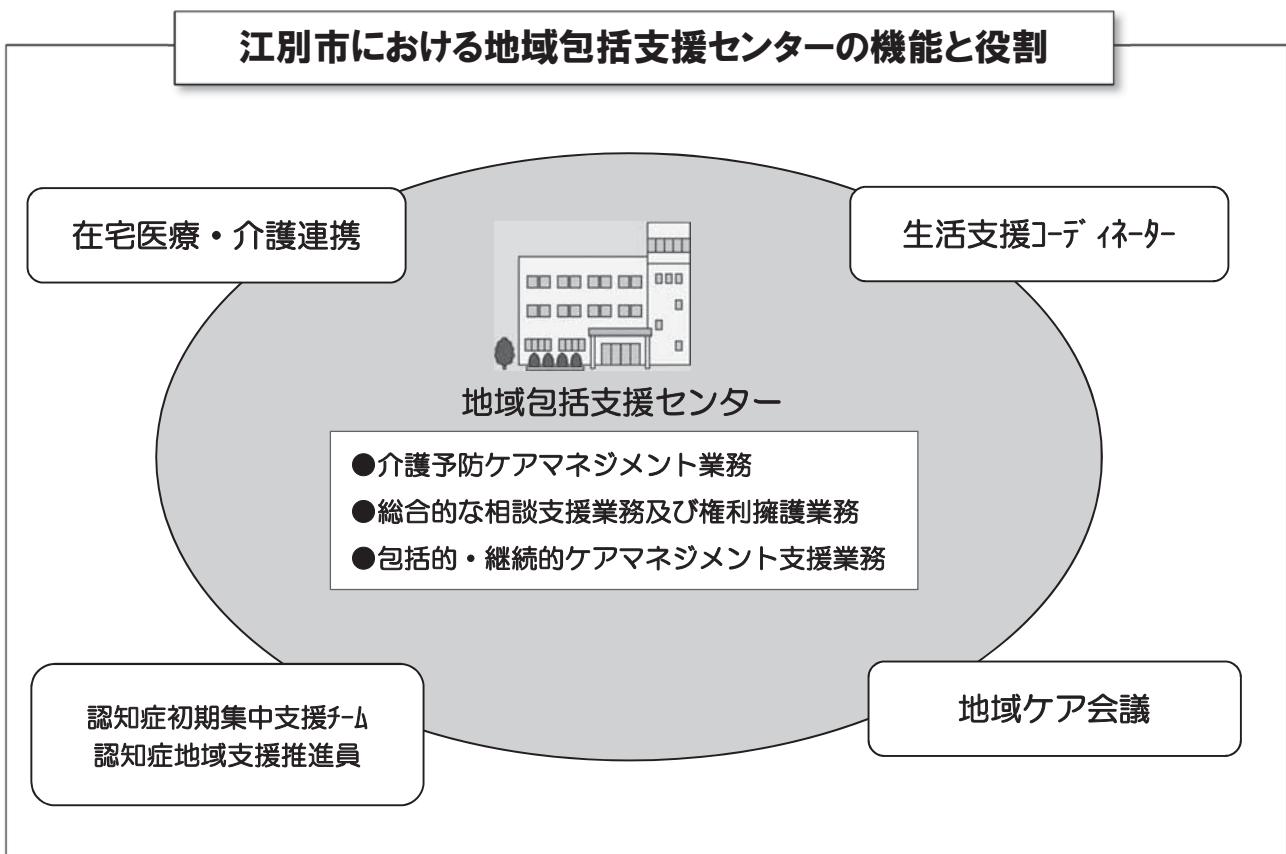
高齢者クラブや自治会などの住民組織、関係団体からの依頼を受けて、高齢者を中心とした地域住民の健康の保持・増進や生活の支援、地域のつながり合いのために、介護保険制度や介護予防、高齢者の権利擁護などの講話や相談を継続して行っています。

また、広報えべつや市ホームページに事業の開催案内や相談先の掲載を今後も継続して行い、地域包括支援センターの認知度を高めるために、地域活動を通じて周知拡大に努め、高齢者等の支援を行っていきます。

⑤ 地域包括支援センター運営協議会の開催

地域包括支援センターの公正性及び中立性の確保並びに円滑かつ適正な運営を図るために、医療、介護、福祉の専門職団体や介護保険被保険者、相談事業を担う関係者、学識経験者等により地域包括支援センター運営協議会を開催します。

センター設置等の承認（担当圏域の設定、センターの設置・変更及び廃止等）や運営及び評価、職員の確保や地域包括ケアに関することなどの協議を通じて、センターの円滑かつ適正な運営に努めます。



（2）自立支援に向けた地域ケア会議の推進

施策の方向性

「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図るには、ケアマネジメントの質の向上と、地域の多様な主体の連携が必要となります。

高齢者の自立支援・重度化防止に向けた支援体制の充実と、できるだけ住み慣れた地域で長く在宅生活を継続するにあたっての地域課題の把握や社会資源の開発に向けて、専門職や関係機関等が様々な事例や課題について積極的に意見交換を行う地域ケア会議の実施を推進します。

具体的取組

① 地域ケア会議の実施

複雑な課題を有する高齢者の支援方策を検討するために、住民組織や関係機関・団体、介護保険サービス事業者などの支援者が参加して協議する地域ケア会議や、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた方策を多様な専門職が協議する自立支援型地域ケア会議などを実施します。

また、個別事例の検討を通じて把握した地域の課題に対し、様々な関係機関と連携しながら、対応策の検討や社会資源の開発に向けて取り組んでいきます。

② 多職種との連携・ネットワークの構築

住民組織や関係機関・団体、介護保険サービス事業所や医療機関の専門職などの多様な主体が地域ケア会議に参加することを通じて、地域包括支援センターが中心となって、住民組織等と介護サービス事業所等の連携や、職種や組織を超えた多職種のネットワークの構築を図っていきます。

(3) 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備

施策の方向性

高齢者の在宅生活においては、疾病等に伴う医療サービスと身体機能の低下等に伴う介護サービスの両方が必要となることも多く、両方の支援を必要とする高齢者に対しては、医療と介護が連携し、対象者の状態を共有しながら適切なサービスを提供することが必要です。

今後は、医療と介護の両面からの支援が必要な高齢者の更なる増加が見込まれることから、疾病や身体機能の低下を抱えたとしても、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳ある暮らしを続けることができるよう、医療と介護の関係機関が連携し、高齢者に対する包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を目指します。

具体的取組

① 在宅療養支援体制の推進

高齢者の状態に合わせて、医療と介護サービスが切れ目なく、一体的に提供できるよう、市内の医療機関や介護事業所など、地域の限られた資源を有効に活用しながら、地域の実情にあった在宅療養の推進を図っていきます。

また、入院時における介護支援専門員と医療機関との連携のほか、退院時における療養生活から在宅生活への移行に向けた訪問看護や訪問診療等の利用支援など、在宅療養生活の支援体制の整備に努めています。

また、今後、在宅及び施設での看取り意向が高くなることが想定されることから、本人、家族、関係者間の連携強化の推進を図るとともに、在宅療養に関する理解を深めるため、市民への周知・啓発を図っていきます。

② 在宅医療・介護連携を図るための体制整備

高齢者の在宅生活における医療と介護の連携について、市と江別医師会が共同で設置した江別市医療介護連携推進協議会において、市内の医療機関、介護施設及び介護サービス事業所等から、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリテーション専門職、介護支援専門員、介護職員等の多様な専門職が参画し、地域の医療・介護の資源の把握や在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の検討について協議を進めています。

今後においても、医療と介護の連携に向けた具体的な取組を進めるため、各専門職による協議を継続していくとともに、取り組むべき課題に応じて、幅広い関係機関を含めて検討する体制を整備していきます。

③ 医療と介護の一体的な提供に向けた取組

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築に向けて、医療機関と介護サービス事業所等の円滑な情報共有のツールや連携の仕組づくりに取り組みます。

また、住民や医療・介護関係者からの医療介護連携に関する相談支援への対応や、関係市町村との連携にかかる体制整備にも取り組みます。

④ 地域の医療・介護関係者ネットワーク構築、人材育成及び連携強化

医療機関と介護サービス事業所等の専門職が連携し、円滑に情報を共有する環境を整備するため、地域の医療機関、介護事業者等の顔の見える関係づくりやネットワーク構築を図ります。

また、医療機関と介護サービス事業所等がお互いの役割や機能等に関する理解を深め、在宅の高齢者に対する支援を連携して提供できるよう、医療・介護専門職に対する研修の実施や、医療と介護の役割や連携に関する住民への普及啓発など、地域における医療と介護のネットワーク構築や人材育成に取り組んでいきます。

(4) 生活支援サービスの充実

施策の方向性

単身又は夫婦のみで構成される高齢者世帯の増加を踏まえ、これらの方ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、日常生活の困りごとに対する支援が求められており、今後も安全・安心な生活を支援するサービスの提供に取り組みます。

具体的取組

① 在宅高齢者等給食サービス

在宅で65歳以上の高齢者や障がいのある方のうち、病気等により調理が困難な方を対象に、必要な曜日に夕食を届けます。また、夕食を手渡しすることにより、安否確認も行います。

② 緊急通報装置の貸与

一人暮らしで発作性疾患のある高齢者や身体に障がいのある方等に、ボタンを押すだけで消防本部又は健康等に関する相談センターへつながる通報装置を貸与します。

消防本部への通報後、通報装置を介して本人の状況が確認できない場合には、事前に登録している近隣の協力員に依頼し、救急車が到着するまでの間の安否確認などを行います。

③ 避難路確保除雪サービス

市営住宅（中高層の集合住宅は除く）に入居し、市・道民税が非課税の70歳以上の高齢者や身体に障がいのある方のみの世帯で、玄関から公道までの通路を自力で除雪することが困難な方を対象に、緊急時における避難路の確保を目的とした除雪を行います。

なお、戸建住宅にお住いの方に対する同様なサービスについては、社会福祉協議会が実施しております。

④ 福祉除雪サービス

市道の除雪後に残る住宅間口の置き雪を、住宅の敷地内の別な場所に移動させることで、自力で除雪することが困難な方の市道への出入口を確保します。

対象となるのは、市道に面した戸建住宅に居住し、近隣に除雪の手助けをしてくれる人がいない、所得税又は市・道民税が非課税の70歳以上の高齢者のみの世帯等です。

⑤ 一人暮らし高齢者宅防火訪問

消防署では、職員が民生委員・児童委員の見回り活動に同行し、高齢者世帯へ住宅防火の啓発を行うとともに、女性消防団員が一人暮らしの高齢者宅を訪問し、火災予防のための啓発活動を実施します。

また、高齢者を住宅火災から守るため、火災の発生を早期に知らせる住宅用火災警報器の普及と適正な維持管理の推進に努め、住宅防火対策を強化します。

⑥ 救急袋（きゅうきゅうたい）の配布

救急袋と呼ばれる封筒に、あらかじめ名前や住所、かかりつけ病院などを記載し、常備薬の説明書などを入れ、玄関の目のつく場所に貼っておくことで、救急車を呼んだ際に駆け付けた救急隊員がその情報を医療機関へ伝え、迅速な処置を手助けするための封筒を配布しています。

(5) 介護人材の確保と資質向上

施策の方向性

少子高齢化の進展に伴い、介護サービスを必要とする高齢者が増加する一方、生産年齢人口の減少により介護サービスを提供する担い手の不足が課題となっています。

介護報酬における処遇改善加算制度など、介護サービス事業所等で勤務する介護職員の確保に向けた施策を適正に運用するとともに、介護事業所や専門職団体による研修の促進・支援などを通じて介護職員の確保と資質の向上に向けて取り組みます。

また、介護や支援の必要な高齢者に対する安定的な生活支援サービスを提供するために、介護に関する専門資格の有資格者だけではなく、住民ボランティアなどが介護の担い手として活動することができる環境の整備に取り組みます。

具体的取組

① 介護人材の確保に向けた取組

市内介護事業所等における求職・求人関連のイベント等への積極的な参加を支援することを通じて、介護人材の確保・育成に向けた取組を進めています。

また、国が講じる処遇改善加算や、介護人材育成等に関する様々な制度に関して、市内介護事業所の積極的な活用を支援するとともに、市内外の大学・高校等との連携や実習生受け入れ、ハローワーク等との連携、介護職員に対する相談対応の充実など、介護人材の確保・定着に向けた施策の推進に取り組んでいます。

② 介護人材の資質の向上に向けた取組

介護人材の能力の向上及びモチベーションの維持・向上に向けて、介護事業所等が行う研修等の人材育成の取組を支援するとともに、介護事業所に対する実地指導・監査等の機会を捉えて、介護職員の適正な配置・運用を促していくとともに、OJT※等によるスキルの向上を図る体制の整備を支援していきます。

また、専門職団体や介護事業所等が実施する研修等の促進や周知・広報への協力、地域包括支援センター等による地域ケア会議の実施、医療介護連携推進協議会による専門職研修の実施など、様々な能力向上の機会の提供により、介護に携わる人材の資質と意欲の向上に取り組んでいます。

※OJTとは、オン・ザ・ジョブ・トレーニングの略であり、実務に携わりながら業務に必要な知識や技能を習得させる職業訓練のことです。

③ 多様な介護の担い手の掘り起し

高齢者支援の担い手のすそ野を広げるため、介護の専門職だけではなく、地域住民が高齢者の生活支援に関する知識等を学ぶことができる高齢者生活支援スタッフ養成研修等を実施し、多様な担い手の掘り起しと養成に取り組みます。

また、研修等の受講者が、本人の適性や意欲に応じた様々な形で高齢者の支援に携わることができるよう、江別市社会福祉協議会が運営するボランティアセンター等と連携し、ボランティア人材と活動の場のマッチング支援に取り組みます。

第2節 介護予防と健康づくりの促進 【計画目標2】

(1) 自立支援・介護予防・重度化防止の推進

施策の方向性

高齢者が、地域社会において有する能力に応じて自立して、生きがいをもった生活を送ることができるように、地域包括支援センターを中心に、地域住民、関係団体、事業者、行政のそれぞれが役割を認識し、連携・協働して総合的な自立支援・介護予防・重度化防止に向けた体制の整備を進めます。

生活機能が低下した高齢者に対しては、心身機能、活動、参加のそれぞれの要素にバランスよく働きかけ、高齢者の運動機能や栄養改善といった心身機能の改善に加え、日常生活の活動を高め、家庭で役割を持って生活することや地域活動への参加を促していきます。

また、一般高齢者については、日頃の生活の中で日常的に健康維持・介護予防に取り組むことができるように、介護予防に関する知識習得や食生活に関する意識付けを図る機会の提供に努めます。

高齢者一人一人に対し、生きがいや自己実現のための取組を支援し、生活の質の向上につなげることを目指します。

具体的取組

① 介護予防ケアマネジメントの推進

介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターもしくは居宅介護支援事業所のケアマネジャーが、要支援認定者または事業対象者※に対して、本人の心身の状況に応じ、本人の有する生活機能の維持・改善を図るために介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを利用するにあたっての計画を作成するとともに、適切なサービス利用と利用状況の評価を行い、定期的な計画の見直し等を通じて、本人の自立生活の維持・改善に向けた支援を行うものです。

要支援者等が有する能力に応じ、本人の「したい」「できるようになりたい」という意欲を引きだし、利用者の主体的な取組のもと、自立を最大限引きだす支援を行います。

※事業対象者とは、厚生労働省が定めた基本チェックリストを実施し、一定の基準に該当した65歳以上の高齢者のことです。

② 介護予防・生活支援サービス事業の推進

要支援認定者または事業対象者に対して、自立した生活の確立と自身の望む暮らしの実現を支援するために、従来の介護予防通所介護及び介護予防訪問介護に準じた通所サービス及び訪問サービスの提供を行います。

通所サービスにおいては、運動機能や口腔機能の維持向上を支援するプログラムの他、認知症予防やうつ・閉じこもり予防、栄養改善など、高齢者一人一人の状態に応じた多様な支援が可能となるようサービス提供体制の整備に努めます。

また、訪問サービスにおいては、高齢者の生活の状況に合わせて、自立した生活の維持に必要なきめ細かな支援を提供する体制の整備に努めます。

さらに、市町村が独自の基準で運営することが可能な介護予防・日常生活支援総合事業の仕組を生かし、高齢者に対する多様で安定的なサービス提供体制を整備するため、運動機能等の向上に向けた短期集中サービスや、設備や運営等の基準を緩和した通所サービスを実施するほか、住民や民間企業などの協働による多様な主体によるサービスの構築など、住み慣れた地域でいつまでも在宅生活を続けることができるような環境整備に努めます。

③ 一般介護予防事業の推進

高齢者がいきいきと自分らしく暮らす生活を維持し、地域の中で役割を持って活躍していくことができるよう、高齢者が地域の中で主体的に介護予防に取り組んだり、交流することができる場や、高齢者がこれまでに培った技能や経験、有する能力等を生かして地域に貢献する場を広げるよう努め、高齢者の健康維持や介護予防に資する活動に取り組む機会の提供に努めます。

③-1 介護予防普及啓発事業

介護予防の普及啓発と、基本的な知識の習得を目的とした介護予防教室「シニアの元気アップ講座」や、高齢者クラブや自治会などの要望に応じて地域に出向いて行う「介護予防出前講話」を開催しています。

多くの市民に介護予防に関する知識を普及するため、新規参加者の増加に努めるとともに、意欲の維持及び効果の向上に向けた継続的な取組にも努めています。

③-2 地域介護予防活動支援事業

地域において、住民が主体になって自主的な介護予防活動に取り組むことができる「通いの場」の育成・支援に取り組みます。

そのために、地域包括支援センターが中心になって地域の主体の発掘やニーズの掘り起こしに取り組むとともに、関係機関、団体等に所属する専門職等の協力を得て、地域の住民や団体に対する啓蒙に努めます。

また、介護予防の知識を得て、自らが健康的な生活を実践するとともに、介護予防の啓発を図り、介護予防に取り組む市民のサポートを行う介護予防サポーターを養成し、介護予防サポーターによる「通いの場」の創出や支援を促進していきます。

③-3 地域リハビリテーション活動事業

地域住民が主体となって取り組む介護予防に関する取組に対し、医療機関や介護サービス事業所等に所属するリハビリテーション専門職の知見を生かした効果的な支援を行うため、住民主体の「通いの場」にリハビリテーション専門職を派遣する取組を推進します。リハビリテーション専門職による講話や運動指導により、高齢者の活動における介護予防効果の向上と継続意欲の増進を図ります。

あなたの元気度をチェックしてみましょう！

ご自身でできる元気度チェックとして「介護予防・調べてみましょう あなたの元気度」を江別市ホームページに掲載しています。

このチェックリストであなたの元気度（生活機能）を点検することができますのでご活用ください。

なお、チェックリスト用紙が必要な方、気になるチェック項目があった方は、お近くの地域包括支援センターにご相談ください。

●江別市ホームページ⇒ <https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/>

介護予防・調べてみましょう あなたの元気度

体や心の老化は知らず知らずのうちに忍び寄ってきています。あなたの毎日の生活は老いを近づけていませんか？

このチェックリストであなたの元気度（生活機能）を点検してみましょう。

No.	チェック項目		
1	バスや電車で一人で外出していますか	はい	★いいえ
2	日用品の買い物をしていますか	はい	★いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	はい	★いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	はい	★いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	はい	★いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか	はい	★いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	はい	★いいえ
8	15分くらい続けて歩いていますか	はい	★いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	はい	★いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	はい	★いいえ

6~10で★が3つ以上の方は 体を動かすための筋力や転ばないためのバランス能力が弱つてきているかもしれません。毎日の生活に運動を取り入れ、体力や筋力を蓄えましょう。

上記のほか、チェック項目はNO.25まであります。

(2) 健康づくりの促進

施策の方向性

市では、だれもが健康で安心して暮らせるまちを目指して、平成29(2017)年4月に『健康都市えべつ』を宣言しました。生涯を通じて健康で過ごすためには、シニア期における健康意識の向上や健康づくりの推進を図る必要があることから、健診又は検診の受診や適度な運動、バランスのとれた食生活などの取組を推進し、健康寿命の延伸に努めます。

また、高齢期の特性として、身体機能や認知機能が低下し虚弱状態となること（フレイル）により、生活の自立度が低下し介護が必要となる危険性が高くなることから、早期に気づき、対応することにより、元気に近い状態へ改善したり、要介護状態に至る可能性を減らせることができることから、普段からの健康づくりの促進に努めます。

具体的取組

① こころと体の健康づくり

医師・保健師・栄養士・健康づくり推進員等による健康づくりに関する講演会・セミナー、出前講座、地区健康教育などを通じて生活習慣病など病気やこころの健康に関する知識の普及を図ります。

また、介護予防事業の中では、予防的視点を持って健康への関心を高められるように努めるとともに、地域、保健・医療・福祉関係機関など多くの機関と連携し、健康・疾病に関する情報を発信します。

② ロコモティブシンドロームの予防

習慣的に運動し、運動機能を維持向上することは、ロコモティブシンドローム※の予防や高齢者の認知機能の低下防止にも効果が期待されます。そのため、広報等での周知のほか、保健師やリハビリテーション専門職などの講話及び運動指導により、ロコモティブシンドロームの認知度を高め、その予防に努めます。

※ロコモティブシンドロームとは、運動器症候群のことで、骨や関節、筋肉などの運動器がおとろえ、介護が必要になったり、そうなる危険性が高くなった状態のことです。

③ バランスのとれた食生活の実践

栄養・食生活は健康な生活と活動を維持するために欠かせない要素であり、多くの生活習慣病の予防の観点からも重要とされています。また、自分の身長から適正体重を知り、維持することも健康づくりには大切であり、生活習慣病の予防にもつながります。

自分の適正体重を知ることは、シニア期の低栄養予防や改善、健康づくりにもつながることから、介護予防事業の一環として栄養士や食生活改善推進員などが各種講座等を通じ、望ましい食生活の推進に努めます。

※適正体重について（出典：えべつ市民健康づくりプラン21）

健康診断などで用いられているBMIとは、身長の二乗に対する体重の割合の比で、体格を表す指標です。このBMIが22の時に最も病気になりにくいといわれています。

それぞれの計算式は下記のとおりです。

- ・ $BMI = \frac{\text{体重 (kg)}}{\text{身長 (m)} \times \text{身長 (m)}}$
- ・ 適正体重 = 身長 (m) × 身長 (m) × 22

「江別市健康都市宣言」について

「健康都市宣言」を行うことによって、すべての市民が生涯を通じて健康に過ごせる健康意識の向上と健康づくりの推進に努め、えべつ未来づくりビジョンの基本目標である「だれもが健康的に安心して暮らせるえべつ」を目指すものです。

江別市健康都市宣言

都市と自然が調和するまち江別で、元気で健やかな毎日をおくることは、私たち市民すべての願いです。

この願いをかなえるには、世代をこえて市民一人ひとりが、住み慣れたまちで健康づくりに取り組み、いきいきと過ごすことが大切です。

そのために、健康寿命を延ばし、だれもが健康で安心して暮らせるまちをめざして、ここに「健康都市えべつ」を宣言します。

- 一 生涯を通じて学び、こころと体の健康に关心を持ち続けます。
- 一 みずからの健康を守るため、進んで自分の健康状態を確かめます。
- 一 バランスのよい食事や適度な運動により、正しい生活習慣を守ります。
- 一 地域とのつながりを大切にし、健康づくりの輪を広げます。

第3節 見守り・支えあいの地域づくりの促進 【計画目標3】

（1）見守りと支えあいの醸成

施策の方向性

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、介護サービス等の公的な支援だけではなく、地域の住民が高齢者を見守り、支えることができるまちであることが求められます。

また、高齢者にとっても、地域の中で楽しくいきいきと暮らしていくには、単に支えられる存在としてではなく、家族や地域の中で自分なりの役割を持ち、人に必要とされ、認められることが生活の充実につながると考えられます。

少子高齢化が進展する中、いつまでも安心して暮らし続けることができるまちづくりに結びつくよう、住民が自らの地域の高齢者を見守り、お互いが支えあう取り組みを支援するとともに、地域住民、自治会や高齢者クラブなどの地縁組織や団体、民間企業や介護サービス事業所など、多様な主体が連携し協力しあう関係を構築する体制整備に取り組みます。

具体的取組

① 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の活動

地域における高齢者の困りごとや課題を把握し、自治会や高齢者クラブなど、各地域の住民や団体が困りごとの解決等に向けて取り組むことを支援する生活支援コーディネーターを江別市社会福祉協議会及び地域包括支援センターに配置しています。

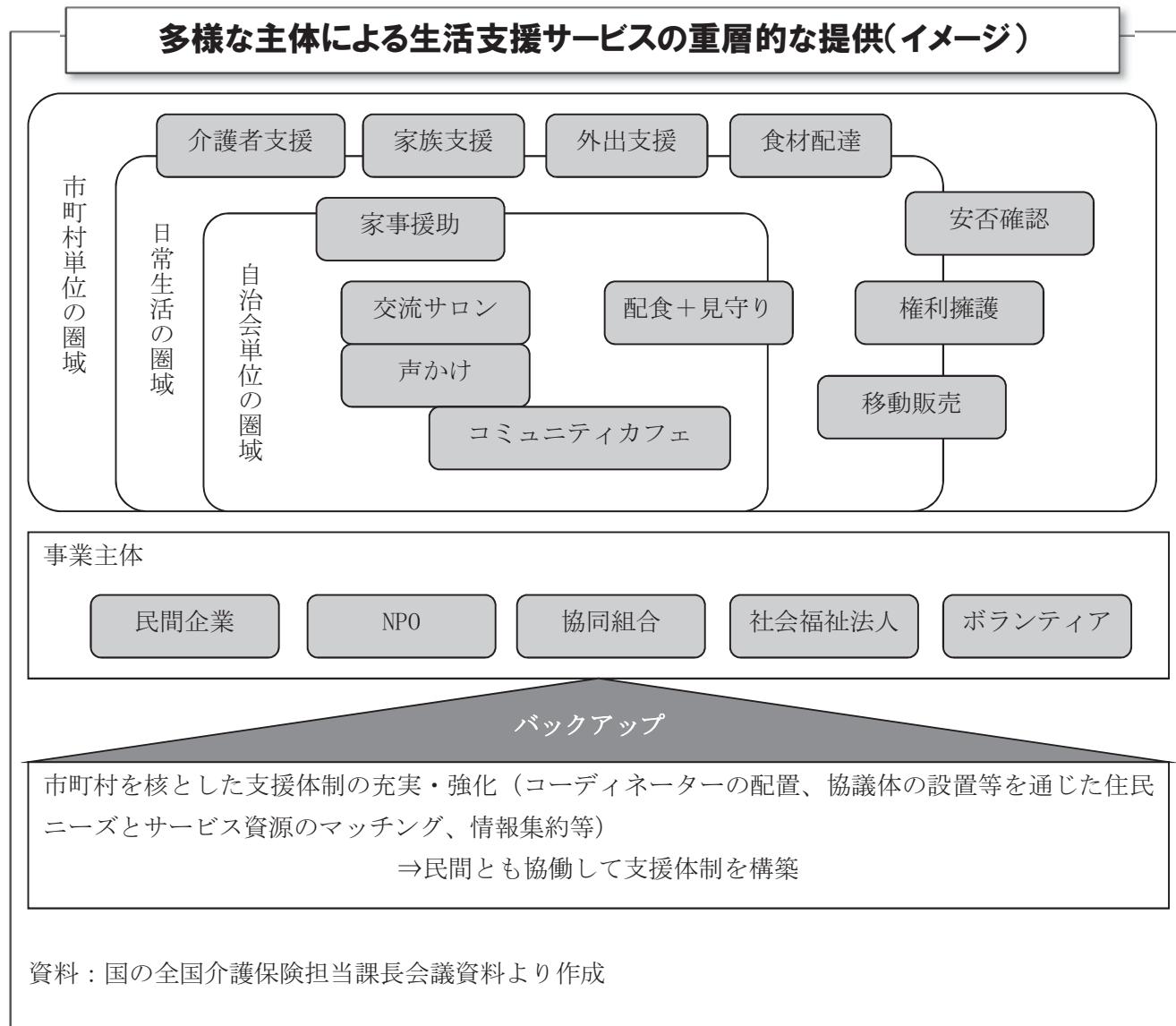
生活支援コーディネーターは、自治会や高齢者クラブ、民生委員、地域企業等との連携を通じて、高齢者の困りごとに関する相談に応じるとともに、住民に対する高齢者支援の必要性の理解、新たな担い手の発掘・養成、住民同士の見守りや支えあいに関する仕組づくりや活動維持等の支援に取り組みます。

② 生活支援体制の整備に向けた多様な関係機関・団体等による協議体の運営

少子高齢化が進展する中、高齢者の様々な困りごとに対応する方策を検討するため、行政と生活支援コーディネーターのほか、介護サービス事業者や高齢者支援組織等の様々な主体が参加する生活支援体制整備協議体を運営します。

生活支援体制整備協議体では、生活支援コーディネーターの活動等を通じて把握した地域資源や課題を共有し、課題の解決や地域資源の創出に向けた協議を行い、高齢者の生活支援に資する施策の実施に取り組みます。

また、より地域に密着した課題把握や解決に向けた活動の創出を行うため、地域住民の意見等を直接聴く機会の創設や、生活圏域等のより身近な地域を単位とした協議体の検討など、生活支援体制の整備に向けた様々な取組を進めていきます。



(2) 家族等介護者への支援の充実

施策の方向性

介護を必要とする高齢者の生活の質の向上に寄与するため、高齢者を介護する家族の身体的又は精神的負担を軽減する多様なサービスを提供するほか、家族の情報交換や交流の場への支援など、家族等介護者に対する相談・支援体制の整備に努めます。

具体的取組

① 家族等介護者も含めた相談支援

市や地域包括支援センター、介護保険サービス事業担当職員等の相談業務を通じて、担当ケアマネジャーが介護の悩みなどの相談に応じるとともに、介護負担軽減のためのサービス利用の調整を図ります。

また、家族介護者同士が交流する場を支援するなど、関係機関・団体等と連携し支援を行います。

② 認知症高齢者家族やすらぎ支援事業の実施

認知症の方を介護している家族の休養や、買い物などの外出時に、認知症や接遇に関する基礎研修を受けたボランティアが訪問して、家族に代わって話し相手となり見守りを行うことで、家族をサポートするとともに在宅生活を支援します。

③ 認知症の家族に対する支援事業の実施

認知症の高齢者とその家族を支える取組として、認知症の高齢者やその家族、介護の専門職やボランティア、地域住民など誰もが気軽に参加できるサロンや茶話会等の開催を支援し、情報交換や相談の機会とともに、参加者同士の交流を通じて認知症や介護の理解を深め、支え合う地域づくりを進めています。

また、地域包括支援センターなどが家族会の活動などを継続的に支援していきます。

④ 徘徊高齢者家族支援サービス事業の実施

認知症の徘徊症状がみられる高齢者を対象に、GPS端末を貸し出します。

GPS端末による位置検索システムを活用することで、徘徊する高齢者の早期発見・保護を目指すとともに、在宅生活を支える家族の心身の負担が軽減されるよう支援します。

⑤ 介護マークの配布

認知症の方などの介護は、周囲の人から見ると介護していることがわかり難いため、誤解や偏見を受ける場合があることから、介護する方が介護中であることを周囲に理解していただくために、市では「介護マーク」を配布しています。

介護マークについて

江別市ホームページに掲載しているほか、介護保険課窓口や各地域包括支援センターで配布しておりますので、ご活用ください。

【活用例】

- ・介護していることを周囲に知ってもらいたいとき
 - ・駅やスーパーなどのトイレに付き添うとき
 - ・男性介護者が女性用下着を購入するとき
- など

●江別市ホームページ⇒ <https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/>



(3) 生きがい・社会参加と協働のまちづくり

施策の方向性

高齢者の社会参加を通じた生きがいづくりや、自身の望む暮らしの実現に繋がる取組を推進します。社会参加には、「趣味活動の充実」「就業」「ボランティア」「地域住民との交流」など多様な形態があります。こうした機会や情報を提供し、高齢者の社会参加を促すことにより、健康づくりや要介護状態の防止につなげていきます。

具体的取組

① ボランティア活動の推進

高齢者の豊富な知識や経験は、ボランティア活動においても貴重な社会資源です。そのため、高齢者の積極的なボランティア活動への参加を促すとともに、高齢者の中からリーダーとして活躍してもらえる方を発掘することにも取り組みます。

①-1 社会福祉協議会の各種事業での協働

社会福祉協議会では、地域での市民参加による福祉活動を促進するために高齢者の自主的・自発的なボランティア活動を支援していきます。また、社会福祉協議会が実施する各種事業において、高齢者やその関連団体との協働を推進します。

①-2 高齢者クラブ活動の支援

現在、市内では66の高齢者クラブが、地域での高齢者の社会参加や社会奉仕の場として活動しています。江別市高齢者クラブ連合会を核とした組織化をはじめ、単位クラブの演芸、スポーツ、社会活動、健康づくり等の活動をサポートするため、高齢者クラブや高齢者クラブ連合会に対する補助を継続するとともに、高齢者クラブ連合会と連携して各種事業などの企画を進めています。

①-3 ボランティア活動の推進支援

本市には、高齢者の社会参加や生きがいづくりに、積極的に取り組む自治会やボランティア団体が数多くあります。こうした取り組みに関する情報を積極的に発信し、高齢者の社会参加を促進します。また、こうした取組を増やしていくため、取組意向のある自治会や団体等に対して、積極的に支援していきます。

①－4 ボランティアの育成

高齢者の社会参加による生きがいづくりや健康づくり、要介護状態の防止とともに、独居高齢者等の増加を踏まえ、日常生活上の支援が必要な高齢者に対する地域の支えあい体制の促進のためにボランティアの育成と活動の場の確保に努めます。

多様なボランティア活動を進めていく上では、ボランティアポイント制度の活用も検討していきます。

② 高齢者等への就労支援（シルバー人材センターへの支援）

豊富な知識と経験をもつ高齢者は貴重な社会資源です。高齢者に対する就労の機会を提供している江別市シルバー人材センターは、高齢者の自主的な活動を通じて会員の就業機会拡大による福祉の向上を図り、多岐にわたる事業を展開するなど、活力ある地域社会づくりにおいてその役割はますます重要になっています。

今後の高齢化社会においては、このような活力ある高齢者が地域との関わりの中で様々な形で社会的役割を果たすことが重要と考えられます。

市では、シルバー人材センターに対し今後も継続して支援していきます。

③ 生涯学習・文化活動・スポーツ活動等の促進

高齢者が生涯にわたって生きがいをもち、豊かな人生を過ごすために、学習活動等を通じて積極的な社会参加を行うことが必要です。学習の成果は、地域社会において世代間交流・ボランティア活動等で生かされ、ふれあいのある快適な暮らしの実現に向けて重要な役割を果たすと考えられます。

市では、江別市生涯学習推進協議会、NPO法人江別市文化協会、一般財団法人江別市スポーツ振興財団などにより、自主的な生涯学習・文化活動等が盛んに実施されています。また、市内に4つある大学との連携による生涯学習の場も提供されています。

こうした取組を江別市独自の魅力として、あるいは地域の活力源として位置づけ、高齢者の社会参加、さらには多世代交流を促進していきます。

③－1 蒼樹（そうじゅ）大学事業

市内に住む65歳以上の方を対象に生きがいづくりや交流を目的とし、各種教養講座や専攻講座を開催しています。

③－2 聚楽（じゅらく）学園の自主運営への支援

蒼樹大学やその他の高齢者大学を卒業した67歳以上の方を対象に、自信と希望を持って充実した生涯を過ごすために必要な学習をすることを目的とした同学園の自主運営を支援しています。

③－3 市民文化祭開催支援事業

江別市文化協会の主催により、毎年、文化の日を中心に、江別、野幌、大麻の各地区において、舞台、展示、文芸、生活文化の各部門で日ごろの学習成果を発表しており、高齢者の参加比率が高い事業となっています。

③－4 えべつ市民力レッジ（四大学等連携生涯学習講座）事業

市内の4大学と協働で開催する「ふるさと江別塾」に加え、各大学で開催している市民公開講座や市主催講座、社会教育関係が主催する講座と連携し「えべつ市民力レッジ」と位置づけて、受講者である市民が、問題意識と知識を獲得し、まちづくりに生かすための学習の場として、多様な講座を開催しています。

③－5 高齢者ふれあい健康教室

一般財団法人江別市スポーツ振興財団が主体となり、高齢者を対象にスポーツ教室を開催しています。

④ 地域交流の促進

豊富な人生経験を生かし、住民同士や地域内の交流等を通じて、いきいきと活動的に暮らす高齢者が増加するよう努めます。

高齢者が積極的に社会参加し、自らの役割を見つけることが介護予防につながると言われています。地域とのふれあいの場や外出の機会を創出することで、高齢者の社会参加と健康・生きがいづくりを促進します。

④－1 ふれあい入浴デー事業

江別浴場組合と協力し、65歳以上の高齢者に公衆浴場を月に一度無料開放することで、地域への外出機会を増やし、心身の健康保持と地域社会とのふれあいの増進を図ります。

④－2 愛のふれあい交流事業

65歳以上の一人暮らし高齢者等を対象として、自治会が中心となり、声かけ・訪問等の生活支援活動や地域交流の集い活動を行い、高齢者の孤立感の解消を図ります。

④－3 シルバーウィーク事業への参加促進

シルバーウィーク事業での、様々な行事等を通じて外出機会を増加させることにより、社会的孤立感を解消し、高齢者クラブ等の活動との接点を持つことにより、自宅に閉じこもりがちな高齢者の社会参加の促進を図ります。

④ー4 老人憩の家の地域交流

高齢者が、地域の人とふれあい、多様な活動ができる場を提供するため、老人憩の家を市内4カ所に設置・運営しています。

今後も、誰もが利用し、多様な活動が行える環境づくりを推進し、高齢者の心身の健康と福祉の増進を図ります。

⑤ 社会福祉協議会等との連携による福祉体験の場と機会の提供

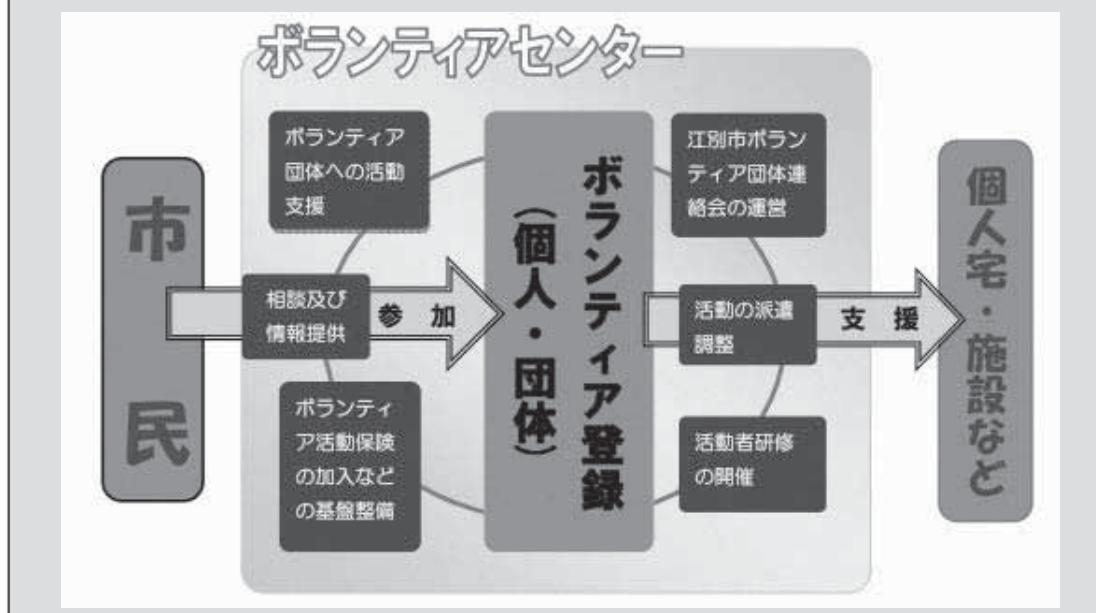
次代を担う子どもたちが地域社会の問題について理解を深め、自らの問題として取り組み、やさしさとふれあいのある社会をつくりあげていくためには、福祉活動への参加が重要です。

現在、福祉施設や社会福祉協議会等では、子どもたちが高齢者や障がいのある方等への理解を深めるため、市内の児童・生徒・学生を対象に福祉体験の場と機会を提供しています。

今後は、社会福祉協議会等を窓口として、市内の小・中学校、高等学校、大学、福祉施設、ボランティア団体等とより一層の連携を図り、青少年の福祉への参加を促進します。

ボランティアセンターの概要

社会福祉協議会ボランティアセンターでは、ボランティア活動をしてみたい人、ボランティアの支援を求める人からの相談を受け、活動先の紹介や活動者の紹介などの他、ボランティア活動推進に関わる様々な支援を行っています。



第4節 尊厳ある暮らしの確保 【計画目標4】

(1) 認知症施策の推進

施策の方向性

高齢化の進展に伴い、全国的に認知症高齢者の増加が見込まれる中、本市では、65歳以上の高齢者のうち、認知症高齢者の日常生活自立度判定基準の判定ランクⅡ以上の方は、平成25(2013)年3月末3,087人、平成27(2015)年3月末3,436人、平成29(2017)年3月末3,541人と、年々増加しています。

認知症高齢者の出現割合が一定と仮定すると、平成32(2020)年度には3,919人に増加すると推計されますが、認知症は、その進行に応じた適時・適正な支援を受けながら、認知症に対する周囲の正しい理解や適切な対応、介護を行う家族への支援などがあれば、地域でその人らしく暮らしていくことが可能とされています。

認知症になっても安心して暮らすことができるまちになることを目指し、医療・介護サービスの提供体制の充実に努めるとともに、住民に対する認知症の正しい知識と理解促進のための普及啓発を実施します。

具体的取組

① 早期発見・早期対応と支援体制の構築

認知症は、早期診断や早期対応により進行をある程度遅らせることが可能とされていることから、認知症の人を早期に発見し、対応する支援体制が必要です。

また、認知症が進行した場合であっても、本人や家族の負担に対し、総合的かつ継続的な支援体制を構築していくことが求められます。

今後も認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域づくりに向けて、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員を中心とした認知症施策の取り組みを推進するとともに、認知症高齢者やその家族にやさしいまちづくりを進めています。

①-1 認知症初期集中支援チームの設置

認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期のうちに関わり、適切な医療・介護サービス機関へつなげる認知症初期集中支援チームを運営します。

認知症初期集中支援チームは、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族に対し、認知症専門医の指導の下、複数の専門職が訪問や相談対応等を行い、初期の支援を包括的・集中的に行います。

①－2 認知症地域支援推進員による地域づくりの推進

認知症になっても安心して暮らし続けることができるまちづくりを目指し、地域包括支援センターや介護サービス事業所、認知症疾患医療センター等の専門医療機関やかかりつけ医、そして地域の関係者による連携を構築する認知症地域支援推進員を配置しています。

認知症地域支援推進員は、認知症の人やその家族が、状態に応じた適切なサービスを提供するための関係機関の連携構築や、介護サービス事業所の職員などに対する認知症対応力の向上など、認知症の人を支援する体制の整備に取り組みます。

①－3 徘徊高齢者SOSネットワークシステムの活用と普及

このシステムは、警察署に捜索依頼のあった徘徊により行方不明となった高齢者の情報を、家族の申し入れにより、警察経由で捜索協力関係機関（JR・バス会社・タクシー会社・消防など）へ提供し、発見に協力するものです。これからも広く普及啓発を図り、行方不明者の早期発見のために活用を進めています。

また、市においては、捜索依頼のあった高齢者とその家族に対して、早期発見と徘徊の未然防止のため、江別保健所、地域包括支援センター、担当ケアマネジャー、介護保険サービス事業所、関係団体等と連携して支援を行っていきます。

② 認知症高齢者家族への支援

認知症の方を介護している家族の身体的又は精神的負担を少しでも軽減するためのサービスを提供する他、地域で認知症の方とその家族を支え合う体制づくりを支援します。

②－1 認知症高齢者家族やすらぎ支援事業の実施（再掲）

認知症の方を介護している家族の休養や、買い物などの外出時に、認知症や接遇の基礎研修を受けたボランティアが訪問して、家族に代わって話し相手となり見守りを行うことで、家族をサポートするとともに在宅生活を支援します。

②－2 認知症の家族に対する支援事業の実施（再掲）

認知症の高齢者とその家族を支える取組として、認知症の高齢者やその家族、介護の専門職やボランティア、地域住民など誰もが気軽に参加できるサロンや茶話会等の開催を支援し、情報交換や相談の機会とともに、参加者同士の交流を通じて認知症や介護の理解を深め、支え合う地域づくりを進めています。

また、地域包括支援センターなどが家族会の活動などを継続的に支援していきます。

②－3 徘徊高齢者家族支援サービス事業の実施（再掲）

認知症の徘徊症状がみられる高齢者を対象に、GPS端末を貸し出します。

GPS端末による位置検索システムを活用することで、徘徊する高齢者の早期発見・保護を目指すとともに、在宅生活を支える家族の心身の負担が軽減されるよう支援します。

③ 認知症高齢者やその家族を見守り、支えあう地域づくりの推進

認知症高齢者とその家族が安心して住み慣れた地域で暮らしていくよう、地域や学校、職場等でのあらゆる機会を通じて、幅広い年代を対象に、認知症に対する正しい知識と理解を深めるための普及啓発を図り、認知症高齢者やその家族を見守り、支えあう地域づくりを進めています。

③－1 認知症サポーター養成講座の実施

認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を地域で見守ることができる体制づくりのために、認知症の原因となる疾病や対応方法について学び、幅広い年代における認知症理解者の育成を図ります。

また、認知症サポーター養成講座の上級講座を行い、ボランティアの立場で認知症の方やその家族を支える人材を養成します。

さらに、養成講座の講師であるキャラバン・メイトに対しても、定期的にスキルアップ研修等を開催し技能向上を図ります。

③－2 出前講話の実施

高齢者のグループや活動団体を対象に、認知症の正しい知識や、予防のための具体的な日常生活の工夫についての出前講話を実施し、認知症の理解促進を図ります。

③－3 認知症に関するガイドブックの作成・普及

認知症高齢者の意思を尊重し、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症を発症した時から進行する生活機能障害に合わせて、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいかがわかり、状態に応じた適切なサービスの流れを体系的に整理した冊子「認知症あんしんガイド(江別市認知症ケアパス)」を作成・配布し、市民や医療・介護関係者へ普及するよう努めます。

(2) 高齢者の権利擁護の推進

施策の方向性

高齢化の進展により、身体機能の低下に伴う介護や、判断能力の低下に伴う金銭管理等に関する支援を必要とする高齢者が増加しています。

日常生活に様々な支援を必要とするとしても、高齢者本人の尊厳は守られるべきであり、高齢者に対する身体的・心理的・経済的虐待等、権利の侵害は防がなければなりません。

住民や介護職員等に対して、高齢者の権利擁護に関する意識の徹底を図るとともに、仮に権利を侵害された高齢者を発見・把握したときは、迅速に通報することの周知を進め、関係機関との連携を図りながら、地域ぐるみで高齢者の権利擁護体制の強化を進めています。

具体的取組

① 高齢者虐待の防止

高齢者を介護する家族や介護職員等（以下「養護者」という。）は、その日々の負担の重さから、誰しも時に不適切な扱いをしてしまう可能性があるため、高齢者虐待の防止には、養護者に常に高齢者の権利擁護の理念を意識させるとともに、負担を抱え込まずに周囲が助け合う環境を用意する配慮が必要です。

高齢者虐待への対応にあたり、発生の防止と、発生した場合の迅速な発見と保護、そして関係機関と連携しながら、再発防止に向けた支援に適切に取り組んでいきます。

①-1 虐待防止に向けた住民等への周知の推進

高齢者虐待を防止するには、養護者一人ひとりに対して権利擁護についての意識を高める努力が必要であり、また、養護者が負担を抱え込まない環境づくりが必要です。

高齢者虐待の防止に向けて、広報誌等を活用した住民への啓蒙や介護予防出前講話等における周知、地域包括支援センターや居宅介護支援専門員による養護者への支援など、様々な取組を引き続き推進していきます。

①-2 虐待防止及び対応に関する体制整備

虐待の防止を推進するとともに、万が一発生してしまった場合に迅速に発見し、対応するためには、行政と地域包括支援センターが中心となって、虐待防止に関する組織的な体制の構築が必要です。

そのため、高齢者虐待に関する対応マニュアルを策定し、地域包括支援センターと共有しながら、虐待等が疑われる情報の入手後、迅速に事実確認や保護、解決に向けた対応などを協働して行う体制を構築し、適切に運用していきます。

①－3 虐待防止に向けたネットワークの構築

高齢者虐待は、虐待を行った養護者の申告や、虐待を受けた高齢者本人からの訴えがない場合でも、高齢者に接する介護支援専門員や介護サービス事業所のスタッフ等が意識していれば早期に発見できることがあります。

虐待の防止及び早期発見体制の構築に向けて、介護職員等に対する虐待防止マニュアルの普及啓発や研修等を実施するとともに、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などの介護関係機関や、警察や保健所などの行政機関と密接に連携し、虐待防止に向けたネットワークの構築に努めています。

②成年後見や消費者被害防止等に向けた取組

認知症などにより判断能力が低下した高齢者は、日々の生活における預貯金の管理や消費行動に支障が生じ、心身や経済的な被害を受ける危険性が増えていきます。

判断能力が低下した高齢者に対して、成年後見制度の適切な利用や、消費者被害防止に向けた見守りなど、地域の様々な機関が連携して支援する体制整備に努めます。

②－1 市民後見推進事業の実施

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分ではない人に代わり、財産管理や介護サービス、施設入所などの契約行為を行い、本人を保護、支援するのが成年後見制度です。

認知症や一人暮らしの高齢者の増加に伴い、成年後見制度による支援が必要な人が今後ますます増えていくと予想されることから、成年後見制度の適切な利用を支援するため、江別市成年後見支援センターを設置し、成年後見制度に関する総合相談や普及啓発、市民後見人の育成支援などを行っています。

今後は、弁護士や司法書士、社会福祉士などの関係機関と連携を図りながら、地域における権利擁護の担い手として市民後見人が活躍できる環境を整備し、本人の意思を尊重した権利擁護体制を推進していきます。

②－2 成年後見制度利用に関する各種支援制度の実施

成年後見制度による支援が必要であっても、申立をする親族がいないなどの理由により申立ができない場合は、市が代わって成年後見の申立を行うことができます。

また、成年後見制度の利用対象者のうち、経済的な事情により申立費用や後見報酬を負担することが困難な場合は、申立費用や後見報酬の一部を助成することにより、成年後見の利用を支援します。

②ー3 消費者被害等の防止

独居高齢者や高齢者のみの世帯の増加や、認知症などにより判断能力が低下した高齢者の増加により、悪徳商法や詐欺などの被害にあう事例が後を絶ちません。

高齢者の生活上の不安や、判断能力の低下につけこんだ詐欺等による被害を防止し、仮に被害にあってもできるだけ早期に発見し、被害の拡大を防ぐため、地域包括支援センターを中心となって高齢者に対する消費者被害防止に向けた普及啓発や情報収集を進めます。

また、民生委員や警察、消費生活センター等の関係機関と密接に連携し、高齢者を消費者被害等から守る体制づくりに取り組みます。

（3）高齢者の住まいの安定的な確保

施策の方向性

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むためには、住まいの安定的な確保が必要不可欠です。

高齢者のニーズに対応した住まいの確保のため、「江別版『生涯活躍のまち』構想」にみられるような、高齢者が健康的に安心して暮らすことができるよう、多様な住まいの確保に努めます。

具体的取組

① 多様な住まい方への支援

持ち家としての住宅や賃貸住宅のほか、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの高齢者向けの住まいが、地域のニーズに応じて適切に提供される環境の確保について北海道と連携を図っていくほか、空き家の活用等についても住宅施策と連携して努めていきます。

①-1 高齢者住宅等安心確保事業の推進

大麻沢町にある、室内の段差解消や手すり、緊急通報装置の設置等、高齢者の生活特性に配慮した設備・仕様を備えた道営の高齢者世話付住宅の居住者に対し、住宅所在市として、生活援助員による生活相談や安否確認、緊急時における連絡等のサービスを提供しています。

①-2 高齢者向け公営住宅の整備

室内の段差解消や手すりの設置など、高齢者やその家族が安心して暮らせるようなユニバーサルデザインの視点に立ち、安心して住み続けることができる住まいづくりを支援します。

①-3 住宅施策との調和

高齢社会における住まいや住環境のあり方などについて、中長期的な視点に立った総合的な住宅施策の指針である「住宅マスタープラン」との調和を図るほか、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標等を定める「高齢者居住安定確保計画」、高齢者の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標を定める「賃貸住宅供給促進計画」との調和を図り、住環境の整備に努めます。

①－4 住環境の整備

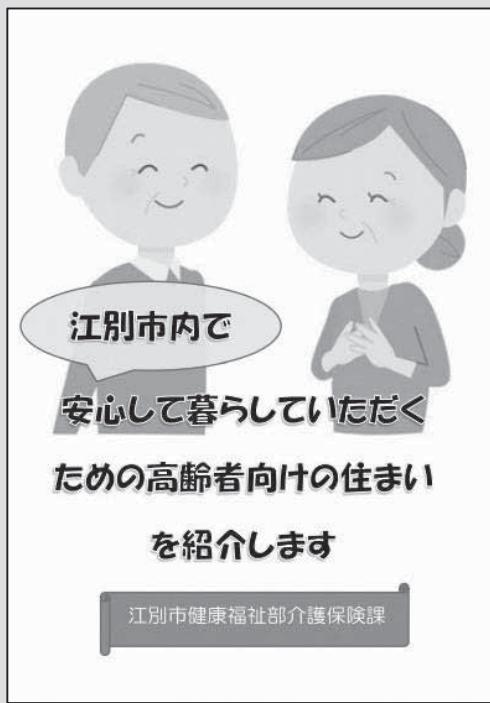
高齢者やその家族が安心して暮らせるよう、新設される住宅の整備にあたって、段差解消や手すりの設置等のバリアフリー化を推進します。あわせて、バリアフリー構造を有し、安否確認や生活支援サービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」についても、事業者の参入の動向に注視し、北海道とも連携を図りながら、地域のニーズに応じた整備に努めます。

高齢者向け住宅のパンフレットについて

高齢者の方に安心して暮らしていただくため、市内のサービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホーム、ケアハウス（軽費老人ホーム）、その他高齢者向けの住宅についての入居に関する情報が掲載されているパンフレットを作成しております。

市役所介護保険課のほか、各地域包括支援センターで配布しておりますので、住まい情報の参考にご活用ください。

～パンフレット～



(4) 安全・安心なまちづくりの推進

施策の方向性

交通安全や防犯活動の推進などを通じて、安全で快適な社会環境を築いていくとともに、地域防災力の向上などの充実を図り、災害に強く、だれもが末永く安心して暮らせるまちづくりを進めます。

具体的取組

① バリアフリーの推進

公共施設や街路のバリアフリー化を進め、高齢者や障がいのある方など、すべての人に優しい街並みづくりをめざします。

①-1 公共施設等のバリアフリー化

高齢社会における生活環境は、ノーマライゼーションの理念に基づき、すべての市民が安心して日常生活を送ることができるものでなければなりません。

今後は、特に車いす等を使用する高齢者の増加が考えられることから、公共施設において、スロープや手すりの設置、トイレの改良などを推進します。また、高齢者の社会参加の促進やそのための移動を支援するため、エレベーターの設置等による公共施設の改善や公共交通機関利用者の利便性の向上に努め、高齢者が安心して移動できる環境づくりを推進します。

①-2 誰もが利用しやすい道路・公園・緑地などの整備

市では、誰もが利用しやすい道路・公園などの施設整備を進めており、高齢者が楽しみと安らぎを求めて外出する機会が増えることが予想されます。このため、いつでもくつろぐことのできる魅力ある都市環境づくりを推進するとともに、江別の豊かな自然と緑を生かしたうるおいのある都市空間の創出が必要となることから、公園・緑地等の整備や既設公園等の再整備にあたり、常に高齢者の利用に配慮した整備に努めます。

② 交通安全対策の推進

高齢者を含む各年齢階層に応じた交通安全教育を推進するとともに、警察、道路管理者及び各種交通安全団体と連携した交通安全の啓発に努めます。

②－1 高齢者交通安全教室の開催

高齢者の交通安全意識と交通マナーの向上を図るため、高齢者クラブとの連携や自治会の協力を得ながら、高齢者交通安全教室等を開催し、道路の安全な通行などの啓発や夜間の交通事故防止のための夜光反射材の配布に努めるなど、交通安全教育を推進します。

②－2 交通安全運動の継続的推進

高齢者をはじめ市民一人ひとりに交通安全思想の普及徹底を図り、交通ルールを徹底するほか、関係機関・団体との連携を強化し、市民総ぐるみの交通安全運動として継続的な展開を推進します。

③ 災害時要援護者対策の推進

災害時に配慮が必要とされる高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者への対応を推進します。

③－1 避難行動における対応

「避難行動要支援者避難支援制度」の登録者に対する取組を推進します。

この制度は、要配慮者（高齢者や障がい者など）の中でも災害時に自力での避難が困難な方があらかじめ登録いただき、登録された方が孤立しないよう、また、避難を伴わない災害時にも地域の支えを受けられるようにするものです。

制度を充実させるため、自治会や自主防災組織を中心とした活動が推進されるような体制づくりに取り組みます。

③－2 避難生活における対応

避難所における「福祉避難スペース」の設置に対する取組を推進します。

福祉避難スペースとは、要配慮者が避難所生活を円滑に送ることができるよう、また、要配慮者が必要な配慮を受けることができるようるために設けるものです。

避難所が開設され、自治会や自主防災組織を中心とした避難所運営が行われる際、配慮した運営が推進されるような体制づくりに取り組みます。

また、一般の避難所生活において、特別な支援等を必要とする方を対象に、二次的避難所として、市と協定を締結している事業所が運営する福祉施設等を「福祉避難所」として開設することも想定しています。

第5節 介護保険事業の推進 【計画目標5】

(1) 介護保険サービスの安定的な提供

施策の方向性

介護を必要とする状態になったとしても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた基盤整備に努めます。

※介護保険サービスの基盤整備の詳細については、102ページに記載しておりますのでご参照ください。

具体的取組

① 介護保険サービスの基盤整備

小規模多機能型居宅介護

第6期末累計	第7期整備計画	第7期末累計
4事業所 登録定員 100名	登録定員 25名 × 2事業所	6事業所 登録定員 150名

看護小規模多機能型居宅介護

第6期末累計	第7期整備計画	第7期末累計
—	登録定員 25名 × 1事業所	1事業所 登録定員 25名

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

第6期末累計	第7期整備計画	第7期末累計
7施設※ 438床	1施設 80床	8施設※ 518床

※地域密着型特別養護老人ホーム含む

介護老人保健施設

第6期末累計	第7期整備計画	第7期末累計
4施設 400床	1施設 80床	5施設 480床

(2) 介護保険制度を円滑に運営するための仕組み

施策の方向性

介護保険制度の持続可能性と円滑な運営に向けて、介護給付適正化事業の推進と介護サービス情報の公表を進めるとともに、市民の介護保険制度への理解をより一層深めるための普及啓発や、低所得者等への配慮に取り組んでいきます。

具体的取組

① 介護給付適正化事業の推進

適正化主要5事業のうち、要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合を実施しており、今後も利用者に対する適切な介護サービスを確保し介護給付費の増大を抑制するためにも、適正化事業の推進に努めます。

①-1 要介護認定の適正化（主要5事業）

要介護認定の変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容について点検し、適かつ公平な要介護認定の確保に努めます。

①-2 ケアプランの点検（主要5事業）

介護支援専門員が作成したケアプランの内容について点検し、利用者の状態像に適したサービスを確保するとともに、状態に適合していないサービス提供の改善に努めます。

①-3 住宅改修等の点検（主要5事業）

住宅改修や福祉用具の購入・貸与について、提出書類の点検や訪問調査等を行い、利用者の状態像に適したサービスを確保するとともに、状態に適合していないサービス提供の改善に努めます。

①-4 縦覧点検・医療情報との突合（主要5事業）

国民健康保険団体連合会から提供される情報を活用し、請求内容の誤りの確認に努めます。

①-5 介護給付費通知（主要5事業）

介護報酬請求の情報を利用者に通知することにより、自ら受けているサービス内容の確認ができる機会を確保できることから、適正なサービス利用に向けた普及啓発に努めます。

② 介護保険制度の普及啓発

介護保険制度や高齢者に関する保健福祉の情報など、広報えべつや江別市ホームページ、出前講座など、様々な手段を通して、市民にわかりやすい広報に努めます。

また、地域で活動している地域包括支援センターや居宅介護支援事業所のケアマネジャー、民生委員などと連携し、地域のすみずみまで情報が行き届くように働きかけていきます。

③ 介護サービス情報の公表

介護保険制度は、利用者の選択を基本としており、利用者の選択を通じてサービスの質の向上が進むことが期待されているため、都道府県においては、全国の介護サービス事業所の情報が検索できる「介護サービス情報公表システム」をインターネット上で公表しております。

今後は、要介護認定の結果通知書に当該システムのホームページアドレスを記載するなど、公表の周知を図るとともに、保険者が得た有益な情報を公表する媒体として活用するなど、情報公表に努めていきます。

④ 低所得者等への配慮

介護保険料や介護保険サービスの利用者負担額等を軽減するために、次の軽減対策を実施しています。

④-1 公費負担による保険料の軽減（国の制度）

介護保険制度の持続可能性の確保に向け、第1段階の保険料負担を軽減するため、国1/2、道1/4、市1/4の割合で公費を投入し、保険料負担割合を「0.5」から「0.45」へ引き下げています。

④-2 生活困窮者に対する保険料の減免（市独自制度）

様々な事情により生活に困窮している低所得者等の負担を軽減するため、条例に基づく江別市独自の保険料減免制度を実施しています。

④-3 江別市深夜等訪問介護助成（市独自制度）

夜間・深夜・早朝に訪問介護サービスを利用した際には割増算があることから、利用者の経済的負担を軽減するため、申請により加算分を助成しています。

④ー4 特定入所者介護サービス費の支給（国の制度）

低所得の要介護者が介護保険施設に入所（入院）したときや短期入所サービスを利用したとき、食費・居住費（滞在費）について補足給付として特定入所者介護サービス費が支給されます。また、低所得の要支援者の短期入所サービス（食費・滞在費）については、特定入所者介護予防サービス費が支給されます。

④ー5 要介護旧措置入所者の経過措置（国の制度）

特別養護老人ホームの旧措置入所者（介護保険法施行前に措置により入所していた方）については、介護保険の利用者負担が従前の費用徴収額を上回らないように、10%の定率負担や食事の特定標準負担額を減免する経過措置が設けられています。

④ー6 高額介護サービス等費（国の制度）

介護サービス又は介護予防サービスの利用者が1か月間に支払った介護保険の利用者負担（食事等は含まれない）が、一定の金額（負担限度額）を超えたときは、高額介護サービス等費として支給されます。一度申請すれば、その後の支給については申請時に指定された口座に自動的に振り込まれます。

④ー7 高額医療・高額介護合算制度（国の制度）

介護保険と医療保険、両方の年間の自己負担額を合算して一定の金額（負担限度額）を超えた場合には、申請により超えた分が高額医療・高額介護合算制度により支給されます。支給対象は、各医療保険における世帯内で、医療と介護の両制度ともに自己負担額を有する世帯となります。

④ー8 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度（国の制度）

社会福祉法人等が運営する事業所で、所定の介護サービスを利用する場合、一定の要件を満たすことにより、利用者負担額・食費・居住費（滞在費）が軽減されます。

■活動指標の設定

江別版地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、各事業の進捗状況を適切に把握し、本計画で定める施策を効果的に推進するため、重点となる主な活動指標を以下のとおり設定します。

指標項目	指標の考え方	現状値 平成29年度 (2017)	見込値 平成32年度 (2020)	見込値設定根拠
地域包括支援センターにおける総合相談の件数	高齢者の総合相談窓口としての活動状況を把握するための指標	10,500件	12,000件	現状値+1,500件 (500件×3年間)
入院時および退院時の情報連携加算が適用された件数	要介護認定者が入・退院する際の医療と介護の連携状況を把握するための指標	600件	660件	現状値×10%増
緊急通報装置の貸与者数	高齢者の生活を支える環境の整備状況を把握するための指標	625人	656人	現状値×5%増
生活支援ボランティア等養成研修受講累計人数	支援を必要とする高齢者への生活援助の担い手のすそ野を広げる取組みの活動状況を把握するための指標	30人	90人	30人×3年間
シニアの元気アップ講座参加延べ人数	介護予防に関する普及・啓発の進捗状況を把握するための指標	379人	417人	現状値×10%増
こころの健康づくりや生活習慣病をテーマとした講座や教育・相談の回数	自分の体や病気について考える機会の提供状況を示すための指標	189回	600回	えべつ市民健康づくりプラン21での活動見込値
支えあいや介護予防等に関する住民団体との意見交換累計回数	生活支援コーディネーターによる自治会など住民団体に対する普及啓発の取組状況を把握するための指標	40回	120回	40回×3年間 〔参考 自治会数：161〕
認知症高齢者家族やすらぎ支援事業利用日数	家族等介護者の負担軽減状況を把握するための指標	140日	154日	現状値×10%増

(次ページに続く)

指標項目	指標の考え方	現状値 平成29年度 (2017)	見込値 平成32年度 (2020)	見込値設定根拠
蒼樹（そうじゅ）大学、聚楽（じゅらく）学園の講座開催数	高齢者を対象にした講座の開催等による社会参加の機会の提供状況を把握するための指標	137回	144回	蒼樹大学、聚楽学園の活動見込値
認知症サポーター養成講座受講者数	住民への認知症に関する普及啓発の取組状況を把握するための指標	900人	1,080人	現状値×20%増
認知症初期集中支援チームの累計支援実人数	専門チームによる早期診断・早期対応の状況を把握するための指標	4人	12人	現状値×3倍 (1人×12ヶ月)
成年後見制度に関する相談対応件数	権利擁護の推進状況を把握するための指標	40件	120件	10件×12ヶ月
介護給付の適正化事業の実施事業数	介護給付の適正なサービス提供を把握するための指標	4事業	5事業	国が示す主要5事業の全てを実施
ケアプランの点検実施状況	介護給付の適正なサービス提供を把握するための指標	15事業所	15事業所	2年サイクルで市内の全居宅介護支援事業所に対し実施